

インボイス制度説明会の御案内

(個人事業者 免税事業者向け)

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されますが、適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

1 説明会の主な内容

- ・消費税の仕組み
- ・適格請求書(インボイス)とは
- ・インボイス制度の基本的な仕組み
- ・登録申請手続(※説明会終了後、登録申請書の作成指導も行います。)

2 説明会の日程 <* 3回とも同様の内容です。>

日 時	定 員	開 催 場 所
令和4年4月19日(火) 13時~14時	各30名	武蔵野法人会館内 3階会議室 武蔵野市中町2丁目11-13 三鷹ビル3階
令和4年5月26日(木) 13時~14時		
令和4年6月 8日(水) 13時~14時		
(連絡先) 武蔵野税務署 個人課税第1部門 ☎0422-53-1311(代表)(内線412)		

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。
- ※ e-Taxでの登録申請をご希望の方は、スマートフォン、マイナンバーカードのほか、e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号及び暗証番号のわかるものをご持参ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

1 説明会の主な内容

- ・適格請求書（インボイス）とは
- ・インボイス制度の基本的な仕組み
- ・登録申請手続

2 説明会の日程 <*4回とも同様の内容です。>

日 時	定 員	開 催 場 所
令和4年4月19日（火） 15時～16時	各30名	武蔵野法人会館内 3階会議室 武蔵野市中町2丁目11-13 三鷹ビル
令和4年5月26日（木） 15時～16時		
令和4年6月8日（水） 15時～16時		
（連絡先） 武蔵野税務署 法人課税第1部門 ☎0422-53-1311（代表）（内線512）		

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

